

労働基準関係法令違反に係る公表事案

和歌山労働局

最終更新日：令和4年6月30日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
正尚サービス	和歌山県有田郡有田川町	R3.7.6	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R3.7.6送検
(有)柳生建設	和歌山県田辺市	R3.8.12	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ4.3mの作業床で作業を行うにあたり、墜落防止措置を講じなかったもの。	R3.8.12送検
(株)松本組	和歌山県田辺市	R3.8.12	労働安全衛生法第31条 労働安全衛生規則第653条	高さ4.3mの作業床で請負人の労働者が作業を行うにあたり、墜落防止措置を講じなかったもの。	R3.8.12送検
(株)シマブンコーポレーション	兵庫県神戸市	R4.1.14	労働安全衛生法第30条 労働安全衛生規則第635条	解体工事現場において、関係請負人が参加する協議組織の設置等を行わなかったもの。	R4.1.14送検
アートゴンドラ(株)	大阪府豊中市	R4.1.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第563条	解体工事現場において、高さ約27mの足場上で作業を行うにあたり、墜落防止措置を講じなかったもの。	R4.1.14送検
(株)錦	大阪府大阪市北区	R4.3.29	最低賃金法第4条	労働者16名に、1か月間の定期賃金合計約137万円を支払わなかったこと。	R4.3.29送検
アカギ電器	和歌山県新宮市	R4.4.21	労働基準法第24条	労働者1名に、4か月間の定期賃金合計約74万円を支払わなかったこと。	R4.4.21送検
(株)三匠	和歌山県海南市	R4.6.10	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生規則第97条	4日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。	R4.6.10送検
長岡組	和歌山県伊都郡かつらぎ町	R4.6.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の3第1項	道路工事現場において、不整地運搬車を用いて作業を行うにあたり、作業計画により作業を行わせなかったこと。	R4.6.24送検